

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 定 例 教 育 委 員 会	
開 会 日	令和 5 年 3 月 2 8 日 (火)
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 3 1 分
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室
出 席 者	委員 中村教育長 堤 委員 小川委員 撫尾委員 鳥飼委員 長崎委員
	事 務 局 百崎教育部長 豊田教育部副部長兼教育総務課長 木島地域振興部副部長兼文化財課長 江頭図書館長 米倉教育部副理事兼学校教育課長 横田学事課長 星下社会教育課長 靱井教育総務課指導主事 川副教育総務課副課長兼総務係長 王丸教育総務課主幹兼教育政策係長
提 出 議 案	第 2 9 号議案 佐賀市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則 第 3 0 号議案 佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則 第 3 1 号議案 佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
協 議 事 項	な し
報 告 事 項	文化財の指定について 学校給食費について 第 3 回社会教育委員の会議の報告について 令和 5 年度コミュニティ・スクール (学校運営協議会) の新設及び再設置について
欠 席 委 員	0 名
傍 聴 者 数	0 名
報 道 関 係 者	1 名
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 川副 清隆

日程1 開会の宣告

(中村教育長)

皆さんこんにちは。これより佐賀市教育委員会3月定例会を開きます。

世の中、WBCでかなり盛り上がったんですけども、終わってしまうと楽しみがなくなつたみたいで非常に寂しい毎日を過ごしています。ただ、年度末、年度始めになりますので、人事異動などで教育委員会でもたくさんの職員の退職や異動があります。その際は、職員からのご挨拶等もさせていただきたいと思いますが、これまでご苦労いただいた皆さん方には心からお礼を申し上げますとともに、新しく来てくださる方には新しい気持ちで頑張っていただければありがたいと思っております。

それでは、会議に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

本日は、配付しております議案書に記載の日程のとおりご審議をいただくこととしおりますけれども、ご異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程2 会議録の承認

(中村教育長)

それでは日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

2月28日の定例教育委員会の会議録は、先日、皆様にお送りしたとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(中村教育長)

報告は終わりました。報告内容に何か質疑はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

日程3 教育長報告

(中村教育長)

次に日程3、教育長報告をいたします。

佐賀市教育委員会3月教育委員会報告資料をご覧くださいませでしょうか。まず、先月末から今月の行事について幾つかピックアップしてお知らせしたいと思います。

2月25日に佐賀ロータリークラブ70周年記念式典がございまして、ご招待をいただいておりますので、参加させていただきました。いろいろな慈善事業に取り組まれているロータリークラブが創立70周年を迎えられるということで、たくさんの方々が集まっておられました。連携されている韓国のロータリークラブの方も来られていました。今回、特に大きな記念事業として、佐賀市内の高校生に対する奨学金についてのお話がありまして、坂井市長に目録が渡されました。これは、大きな夢や目標に向かって努力はしているんですけども、経済的な理由でその達成が難しい、困難だということも私たちを何とか支援したいということで取り組まれるということです。これが実現し、そういった子どもたちが目標に向かって頑張ってくれば、こんな素晴らしいことはないと思っております。ぜひ多くの方々にこの奨学金が届けばと思っております。

3月4日土曜日には佐賀県のユニセフ協会の役員総会がありまして、私は理事として

参加いたしました。この中で、特に大きな次年度の事業として、持続可能な「子どもにやさしいまちづくり」事業というのが計画をされておりました。これは子どもの権利条約に基づいて、子どもの意見を聞きながら、子どもとともにまちづくりを進めていくという取組ということです。今年11月に「子どもサミット」 in 佐賀市というのを開催したいというお話がありまして、市内の中高校生に各学校から2名程度ずつ集まっていたいただいて、その子どもたちが一緒になって話し合っ、て、「子どもにやさしいまちづくり」をするためにはどうしたらいいかということ提言してもらうという取組ということです。九州では、近くの久留米市で2度ほど行われているということで、佐賀県内では初めての取組ということで、ぜひご協力をいただきたいというお話でしたので、校長会のほうに話をしましたら、いい取組なので協力させていただきたいというお話をいただいております。市長にもこの話をしましたら、市長も非常にいい取組なので、ぜひ進めてくださいということでしたので、これを実現しようと思っています。たくさんの意見を集約し、文書にまとめて市長に提言するという形で取り組めればと思っています。

次は夜間中学を知るセミナーです。私は都合で現場ではなくてオンラインで参加をさせていただいたんですが、これについては別紙の資料「佐賀県立夜間中学についての説明」という資料をご覧ください。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

別紙資料については、タブレット端末をご覧ください。

(中村教育長)

タブレットをご覧くださいと、本日の資料に「県立夜間中学についての説明」というプレゼン資料がついているというふうに思います。以前お話をさせていただいたと思いますが、東島前教育長のときから、ぜひこの夜間中学校を佐賀県にもつくってほしいということを県にご要望して、令和6年度開校ということで今進めていただいております。そして、4ページ目にありますように「彩志学舎中学校」という名前の学校になるということです。この名称は、不登校傾向の子どもや、いろんな理由で、割と高年齢になられた方でも中学校の勉強を学び直したいという方もいらっしゃるかもしれません。また、外国から来た子どもさんたちで学習内容が分からないので、中学校の勉強をして、自分も高校に行きたいと思われるかもしれません。そういういろんな多種多様な方々がいらっしゃると思うので、その皆さんを受け入れるということで「彩」という言葉を使っているそうです。そして、そういう方々の夢や「志」がかなうような、そんな学校にしたいということで「彩志学舎中学校」にしたということなんです。夜間中学については、近隣では福岡市が今年度の4月に開校をしておりますので、それを参考にしながら、よりよい学校にするために今検討を重ねられています。そして、実際に校長先生、教諭、養護教諭とや事務職員も配置した正式の中学校としたいということでした。教育課程をどうするかとか、教員の集め方など様々な課題があるので、今後も私どもとして気づいたことについては県教委にお話をさせていただきたいと思っていますし、先ほど申しましたように外国籍の子どもさんも来られるかもしれないので、その子どもさん方に日本語指導もしなければいけないだろうということで、日本語指導の担当教諭についてもできればぜひ配置したいというお話をされておりました。この内容については、後で資料をご覧くださいればと思っております。

3月10日が中学校の卒業証書授与式、そして、17日が小学校の卒業証書授与式でした。コロナ禍ですべて制限ばかりの卒業式で、子どもたちも寂しい思いをしたと思うんですけども、今回も大きい学校では、在校生は一部制限をされていたんですけども、小規模校は在校生も入ってとか、それから、保護者については制限なしで複数人数認められたところもあって、保護者の方にとっては本当に心温まる卒業式になったのではないかなと思っています。私もテレビである学校の様子を見ていたんですけど、今年はステージ上で自分の決意を話したり、校長先生から証書をもらったりするときにはマ

スクを取っていましたが、子どもたちがすごく勢いあって、晴れ晴れしい顔をしていて、それを見られる保護者の人の顔というのも見ていたら、本当にこういう卒業式ができるとうれしいと思った次第です。

それでは、大きな2番に移りたいと思います。市議会の2月定例会での一般質問の内容について、幾つか絞ってお話をさせていただきたいと思います。

松永憲明議員からは3点質問が出ておりました。「教職員の働き方改革」については、この議員さんが毎年質問されるものなんですけど、初めて質問があったのが3つ目の「北部山間地の光回線整備」についてです。これは、北部山間地に光回線がないので、どうしてもGIGAスクール構想での取組をしようとすると、うまくつながらなかったり時間がかかったりとかいう問題もあるので、北部山間地をもっと発展させるためにも光回線の整備をしなければいけないんじゃないかということでした。企画調整部のほうにも質問があったんですけども、これを進めるためには高額な費用がかかるため、進めたいという意欲はあるけれども、これをどう進めていくかということが今後の大きな課題だということで、何とか実現できる方向で模索していくというふうな答弁でございました。

次の御厨洋行議員は「道徳の授業」についてということで、この1つの質問で60分間一本勝負でございまして、非常にきめ細かい内容になりました。御厨議員としては、道徳の重要性について非常に関心を持たれているので、道徳教育をどのように学校で進めているのか。そして、これをどう評価しているのか。また、今、新たな課題がたくさん出ております。そういう課題について、道徳の授業でぜひしっかりと具体的に進めてほしいというお話がありましたので、ここに書いています挨拶のことや動物の命のこと、それから、SNSの問題等について具体的な事例も幾らかお話しさせていただきながら、道徳の学校での取組についてお話をさせていただきました。

5番目の山田誠一郎議員は「特別支援学校について」でございました。私が学校教育課長のときに、佐賀市南部に大和特別支援学校の分校をつくるお話があって、大分話も進んでいたんですけども、最終的にうまくいかずに開校ができなかった経緯があります。現在、鳥栖地区も特別支援の子どもたちが増えているのですが、田代小学校の中にある中原特別支援学校の分校だけではとても対応できないということで、鳥栖のほうに新しい特別支援学校ができるということでした。そうすると、三神地域の方は近くに新しい特別支援学校ができていいんですけども、県内では佐賀市や神埼市の南部、小城市の南部、白石町辺りが特別支援学校まで行くのにかなり距離があるということで、議員としては、佐賀市に限らず県南部地域にも特別支援学校をぜひ設置してほしいというご要望でございました。私も以前担当でそういうお話は関わらせていただいたので、何とか実現できるように、今後県教委と話し合いをさせていただきますという回答をさせてもらっております。

最後、6番目、永淵議員の2つ目、「不足する保育士を目指す環境づくり」です。保育士がなかなか今なり手がいらっしやらないということで、非常に厳しい状況なので、保育士を目指す人たちを増やすために、小学校のうちから保育士の大切さとか、子どもと関わることのすばらしさなどについて学んでほしいということでした。中学校は家庭科の授業で保育体験というのがあるんですけども、小学校の総合的な学習の時間の中でもそういうことができないだろうかということでお話がありました。1つは、園児との交流というのはかなり多くの学校でやっているんですけども、実際に保育士という職業について学ぶという機会があまりないので、キャリア教育の一環として取り組めるように今後広げていきたいということでお話をさせていただいております。

最後は、議会で意見書が採択された内容を載せています。これは、国のほうで今子ども関連予算についていろんなお話があって、首相も異次元の子育て対策をやっていくというお話だったんですけども、そのためには、やはり予算の確保、それから制度をいろいろ工夫していくことが大切だということで、全議員さんの共同の意見書の提出ということで採択をされています。ぜひ予算の確保と制度の充実が図られて、子どもたちの

ための施策などが行われていけばと思いますし、佐賀市でも子育てや教育に対する予算がなかなか厳しい状況でありますので、国の支援でそういうことが進められればありがたいと思っています。

少し長くなりましたけれども、これで教育長報告を終わらせていただきます。何か報告内容について、質疑等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長報告を終わります。

日程4 提出議案

(中村教育長)

続いて日程4、提出議案です。

第29号議案『佐賀市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則』と第30号議案『佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則』につきましては、関連する内容となりますので、一括してお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(星下社会教育課長)

第29号議案『佐賀市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則』になりますが、同条例がさきの議会のほうでご承認をいただきましたので、関連するものとして運営規則を廃止するものでございます。第30号議案につきましては、関連する部分について修正を加えたものになります。

説明は以上です。

(中村教育長)

視聴覚ライブラリーの廃止については、以前も説明しておりましたけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、第29号議案及び第30号議案については原案のとおり承認をしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、第31号議案『佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則』について、説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

議案書の3ページをお願いします。第31号議案『佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則』についてご説明をいたします。詳しい説明につきましては、議案等資料の4ページの資料で説明させていただきます。

地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、これまでは各地方公共団体が定める条例に基づいて運用をされていたところです。個人情報の保護に関する法律が改正されまして、このことによりまして、令和5年4月1日以降は、国・民間・地方公共団体のいずれも、この法律に基づく全国共通の規律が適用されるということになりました。これに伴いまして、「佐賀市個人情報保護条例」が令和5年4月1日に廃止されるということから、同条例の施行に関して必要な事項を定めた「佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」を廃止するというものです。

少し詳しく下の図でご説明をいたします。(1)個人情報保護制度の法体系です。日本における個人情報保護制度の法体系をここにお示ししております。現在の法体系は左の図になります。一番下に対象と書いておりますが、個人情報を取り扱う機関が国なのか民間事業者なのか地方公共団体なのかによって、所管する省庁や法令が異なっております。これが令和5年4月から右側の法体系に変更となりまして、国、民間事業者、地方公共団体、いずれもが個人情報保護委員会所管のもとで、「個人情報保護法」という共

通のルールに基づいて個人情報を取り扱うということになります。そして、この法改正によりまして、佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報に関する法体系についても、その下の(2)のように変更となります。佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報については、現在、「佐賀市個人情報保護条例」に基づいて取り扱っておりまして、この条例を施行するために必要な事項を定めたものが下の「佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」になっております。これが令和5年4月からは、右の図のように個人情報保護法に基づいて取り扱うよう変更となりまして、市では「個人情報保護法」において条例で定めることとされた事項を規定した「佐賀市個人情報保護法施行条例」と、条例を施行するために必要な事項を規定した「佐賀市個人情報保護法施行条例施行規則」を新たに制定施行をするということになります。今回、第31号議案で廃止しようとしております「佐賀市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」については、先ほどご説明しましたとおり、「佐賀市個人情報保護条例」を施行するために必要な事項となっておりますが、今回、「佐賀市個人情報保護法施行条例」の新たな制定に伴いまして「佐賀市個人情報保護条例」は廃止されますので、今回、この規則を廃止する規則を議案として提出したということになっております。

最後に一番下、2の施行日でございますが、「佐賀市個人情報保護条例」の廃止日があります「令和5年4月1日」となります。

第31号議案の説明は以上になります。

(中村教育長)

これまでの保護条例が廃止になって、新しい法体系に基づいた形での個人情報保護をしていくという形の説明だったと思えますけれども、これにつきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(撫尾委員)

ちょっと確認ですけれども、今日の議案として保護条例を廃止するというのは議案で出てきたんですけれども、新しく制定する施行条例とか施行規則というのも既に議案としてできているんですかね。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

(2)ののところの右の図をご覧くださいと思うんですけれども、右の図の上から2番目、佐賀市個人情報保護法施行条例につきましては、市議会の2月定例会で議案として上程し承認をいただいたところです。その下の条例の施行規則につきましては議会の承認事項ではございませんので、市長事務局で制定をして、4月1日から施行という形で今準備を進めているところでございます。

(撫尾委員)

それは今からということですね。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

そうです。その分は、教育委員会事務局の個人情報の分も包含した形で規定をするような形になりますので、今回、廃止した後、教育委員会のほうで新たに同様の規則を定めるということはしなくてよいということになります。

(撫尾委員)

この教育委員会に議案として出てくることはないということですね。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

はい、そうです。

(撫尾委員)
分かりました。

(中村教育長)

今までは教育委員会が取り扱う規則というのが別途あったわけですが、今度は市の規則の中に包含した形になるということで作成をされているということでございます。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がないようですので、第31号議案は原案のとおり承認いたします。

日程5 報告事項

(中村教育長)

続きまして、日程5、報告事項です。
まず、「文化財の指定について」、ご説明をお願いいたします。

(木島地域振興部副部長兼文化財課長)

地域振興部文化財課です。資料の4ページ文化財の指定について（報告）ということで説明をさせていただきます。

今回報告するのは、この度行われました文化財の指定、3件についてのご報告でございます。まず1件目は、佐賀市史跡牛嶋口についてでございます。指定年月日は令和5年3月20日、所在地は佐賀市東佐賀町で、地番は記載のどおりでございます。場所の詳細については、議案等資料の8ページをご覧ください。構口交差点の西側、大溝川の西岸で長崎街道沿いにあります牛嶋構口公園、こちらが所在地となります。

9ページの上段の絵図をご覧ください。この絵図は、天明5年（1785年）に完成をしました巨勢郷牛嶋村絵図で、牛嶋口跡周辺部分を切り取ったものです。絵図には、川に架かる橋、石垣で造られた台形状に張り出した橋の土台、土台部分には木戸や柵、番所の建物などが描かれておまして、この場所を発掘調査した結果、絵図と同じような形状で橋の土台の石橋が存在していたことが分かりました。

資料の10ページをご覧ください。上の写真は発掘調査地を南側から俯瞰したのですが、橋の土台の川側は埋められておまして、本来は水色で示した部分まで河川になっておりました。当時の大溝川は今よりも川幅がかなり広がったこと、また、土台の構造の分析の結果、当時はここに木製の太鼓橋が架けられていたということが分かっております。資料の下のほうには、当時の牛嶋口のイメージ図を載せておりますけれども、このような景観の場所であったというふうに思われます。

議案書の4ページにお戻りいただけますでしょうか。こちら概要のところに記載をしておりますけれども、この牛嶋口跡につきましては、江戸時代の佐賀城下には主に6か所の入り口があり、木戸や番所を設けて通行人を監視しておりました。牛嶋口跡は、佐賀城下の東入り口を示す遺構が良好な状態で残っており、今では失われた橋と街道遺構の構造が一体的に分かる貴重な資料として、全国的に見ても数少ない例となっていることから、今回、佐賀市の史跡として指定を行ったものでございます。

続きまして、(2)思案橋荷揚げ場跡、指定年月日、所在地は記載のとおりでございます。こちら議案資料の15ページをお開きください。場所につきましては、先ほどご説明しました牛嶋口から長崎街道を西のほうに向かっていきますと紺屋川というものが流れておりますけれども、その紺屋川に架かる思案橋の北側に当たります。

16ページ、17ページをご覧ください。こちら発掘調査の結果、江戸時代から明治時代にかけての石垣護岸、それから、雁木と呼ばれる石段、それと建物の礎石などが確認をされまして、これらの遺構から判断して、この場所は川を利用して物の運搬を行

った、いわゆる舟運に関連する施設跡ということが明らかになっております。現在、この場所は柳町思案橋広場という形で整備をされております。

議案書の4ページにお戻りいただけますでしょうか。こちら概要のところを書いておりますけれども、この思案橋荷揚げ場跡につきましては、江戸時代から明治期の物資運搬は、人力や荷車などによる陸運とともに、川を介した舟による舟運が重要な手段でありました。ここでは、舟から物資を荷揚げした石段が発見され、思案橋界隈が物資の取り扱い場として栄えていたことを具体的に裏付ける貴重な資料となっているということで、今回、佐賀市の史跡として指定を行ったものでございます。

次に、2番の三重津海軍所跡の国史跡追加指定でございます。指定年月日及び所在地は記載のとおりです。

こちら議案資料の21ページをご覧ください。追加指定地は、この図の赤い線で示した場所で、約4,600平方メートルの面積が今回追加をされました。この追加によりまして、史跡の全体面積は約3万6,500平方メートルとなっております。

次のページをご覧ください。こちら発掘調査の結果、この場所からは建物や溝などの遺構が発見をされておまして、一番下のほうに載せている写真をご覧くださいますと、この建物跡からは舟の構造材を転用した板材を利用して、沈みを防止する構造の柱跡などを確認しております。

議案書の4ページに再度お戻りいただけますでしょうか。こちら概要のところを書いておりますけれども、今回、史跡の追加指定を行った場所は、三重津海軍所跡が整備される以前から、佐賀藩の藩船、これは日本の船(和船)の管理地ですけれども、こちらを管理・運用するための御船屋が置かれていた場所に当たります。発掘調査においても、掘立柱建物や溝等が検出され、当該地が御船屋として機能していたことを裏付けており、三重津海軍所がこの地に整備された理由を説明する上で重要な場所で、重要な存在であるということから、今回、国の史跡の追加指定が行われたということになります。

説明は以上でございます。

(中村教育長)

ありがとうございました。今の文化財の指定につきまして、何かご意見やご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、本件の報告は終わらせていただきます。

次に「学校給食について」、説明をお願いいたします。

(横田学事課長)

報告資料の5ページをお願いいたします。令和5年度の学校給食費(ミルク給食)について報告いたします。12月の定例教育委員会の学校給食費の改定についての議案において、牛乳代については、毎年度末に佐賀県が決定する学校給食用牛乳供給事業に係る保護者負担額の金額とするとしておりました。佐賀県から通知がありました令和5年度の学校給食用牛乳1個当たりの単価は、税抜き54.59円で、令和4年度から5.29円上昇しております。参考といたしまして、令和5年度からの1食当たりの給食費単価を下に載せております。

説明は以上です。

(中村教育長)

学校給食費(ミルク給食)の改定につきまして説明がありましたけど、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、本件の報告は終わらせていただきます。

次に、「第3回社会教育委員の会議の報告について」、説明をお願いいたします。

(星下社会教育課長)

社会教育委員の会議の報告になりますが、項目としては大きく2点ございます。資料は議案書の6ページ、7ページ、議案資料は23ページ以降になります。説明は議案書をお願いしたいと思います。

まず、第3回の社会教育委員の会議ですけれども、1月24日に青少年センターで開催いたしました。内容といたしましては、社会教育助成事業補助金についてということでございます。こちらについては、平成27年に社会教育委員の会議の中で議論いただき定めたものになりますけれども、それ以降の見直しを図っていないために、現在の社会情勢を踏まえて見直しを図ることとなりました。今回の会議では、現状課題、見直しの論点について説明をいたしまして、まず、対象団体に対する基本的な考え方の骨子案を提示したところでございます。

下の四角囲みのところに書いております。対象団体に関する基本的な考え方ということで、まず前提としまして、他部門の補助制度との関係を踏まえて、補助対象とする社会教育団体の範囲を決定する。2点目は、社会教育団体の支援のあり方については、補助金交付以外にもありますので、そこも含めて幅広く検討するというところでございます。対象団体の骨子案になりますが、有効性・公益性という観点から、3つの項目を挙げております。

まず、1点目としまして、活動が、構成員の学習的要素にとどまらず、広く市民や地域の参加・参画が図られていること。2点目が、事業の効果が人づくりや地域づくりに還元されていること。3点目、活動内容が、社会教育法の趣旨、本市の教育行政の目的に合致していることなどを提示して承認をいただいているところでございます。

議案資料を見ていただきまして、32ページになります。今後の検討スケジュールにつきまして、先ほどご説明しました1月24日、論点と基本的な考え方について議論をさせていただいておりますが、この後、新年度の5月に第2回の会議ということで、対象団体に関する基本的な考え方の基準案を、また、積算基準に関する基本的な考え方、骨子案を提示して議論いただく予定になっております。その後、8月頃を想定しておりますが、積算基準に関する基本的な考え方をお示しして議論いただいた後、全体的な見直し案のについてご議論いただき、決定していく予定としております。

本件については以上になります。

続きまして、議案書に戻っていただきまして8ページになります。議案資料は34ページになります。こちらは、教育長及び教育委員と社会教育委員との意見交換の会議の結果でございます。こちらも同日1月24日に開催をされたものでございまして、そのときの議事としましては、テーマとしてウィズコロナ・ポストコロナ時代の社会教育、社会教育におけるデジタル化の推進ということが1項目、テーマの2つ目としましては、学校教育と社会教育委員の連携のあり方について意見交換のほうをしていただいたところになります。内容につきましては、皆さんご出席いただいている内容でございますので、この議事録の報告をもって代えさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

(中村教育長)

2点について説明がありましたけれども、何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、本件の報告は終わらせていただきます。

最後に、「令和5年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の新設及び再設置について」、ご説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

教育総務課からご説明いたします。毎年、翌年度にコミュニティ・スクールを新たに設置、また、再設置をするというものにつきまして、3月の定例会でご報告させていただいて、翌年度以降のコミュニティ・スクールの運営についてご報告させていただいてるところです。来年度、令和5年度につきましては、新たに1校、再設置で2校をコミュニティ・スクールとして、運営をしていくということになります。

なお、コミュニティ・スクールにつきましては、一度設置したら、そのままずっと継続ということではなく、経過を見ながら3年間期間を区切って検討して、再度設置をしていくというスタイルで来ております。現在は13校、来年度から14校ということで、徐々にですが増えていっているというところです。今後もいろいろ掘り起こしを行いながら進めていくところではありますけれども、来年度の新設置と継続してやっていく2校の再設置について、担当の萩井指導主事からご説明を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

(萩井教育総務課指導主事)

失礼いたします。教育総務課教育政策係から、令和5年度のコミュニティ・スクール新設置の1校と再設置の2校についてご報告いたします。資料の14ページをご覧ください。

まず初めに、金泉中学校のコミュニティ・スクールの設置について報告いたします。金泉中学校は、これまでも「雄飛学園」と称して金立小学校、久保泉小学校との連携を図り、合同で研修会を開催するなど、小中学校9年間を見通した児童生徒の育成を図っておられます。保護者や地域の方々も学校運営に協力的で、資源物回収をはじめとした地域と連携した活動が毎年行われております。生徒一人一人のよさを見だし、積極的に出番に挑戦し、役割を果たそうとする姿をみんなで承認して自己肯定感を高めるという考え方を共通理解し、学校、家庭、地域が一体となり、多くの場面で生徒の育成にご尽力いただいております。

学校運営協議会を設置することで、様々な立場の方の視点やご意見を学校運営に生かし、職場体験をはじめとするキャリア教育や地域学習の幅を広げて教育活動を充実させていきたいと考えられております。

資料14ページの下から16ページに令和5年度の活動予定と学校運営協議会の計画を掲載しております。資料の15ページから16ページに掲載している学校運営協議会計画の第2回、第3回の会議は、フリー参観や学校行事の日に開催し、学校や生徒の様子を参観していただき、よい面や課題などについて意見交換ができればと計画をされております。

資料の16ページには、学校運営協議会委員の案を掲載しております。16ページ下の所見をご覧ください。金泉中学校は、令和3年度から学校運営協議会の設置に向けて準備を進められ、教育委員会も他校の取組の紹介や資料の提供などを行いながら準備に携わってまいりました。2月の準備委員会では、委員の方から「学校に関わる機会をもらえてうれしい。」「学校、家庭、地域が協力して子どもを育てていこうとすることに賛成する。」といったコミュニティ・スクール設置や熟議を重ねていくことに好意的な意見が交わされました。地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援及び協力を促進し、学校と地域が教育目標の共有と実現に向かって連携を強化し、課題解決に向けて、その教育力を相互に高め、子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を図ることができると考えます。そこで、佐賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条により、令和5年4月1日付で金泉中学校に学校運営協議会を設置いたします。設置期間は3年間です。

引き続きコミュニティ・スクール再設置校の2校について報告いたします。資料17ページをご覧ください。まずは、西与賀小学校について説明いたします。西与賀小学校は、平成29年度に学校運営協議会を設置して、令和4年度で6年目になりますが、西与賀コミュニティ・スクールを最大限活用し、教育の場を積極的に地域に開き、「共生」

「創造」「伸長」をキーワードとした教育課程を実践されております。これまでの学校運営協議会の状況としましては、芋苗植え、芋掘り、町探検、しめ縄づくり、昔遊び、計算ばっちりプロジェクトなどの地域と連携した活動に参加していただける地域の方々も増え、より教育活動が充実してきました。今後の課題としては、コロナ禍前の活動を再開させることや、児童が抱える課題に対して、地域住民や家庭の理解や協力を得るための工夫をしていくことなどが意見として挙げられております。これは、学校運営協議会で熱心に熟議が行われているからこそ明確になった課題であり、これらの課題を解決していくことで、さらに地域とともにある学校へと変容していくと考えられます。

資料17ページの下の方には、今年度の会議における協議内容を載せておりますが、第2回の会議には学校職員も参加し、学校運営協議会委員と地域連携活動の可能性についてアイデアを出し合ったり、お互いの思いを語り合ったりするグループ協議の時間も大切にされております。協議後は、「異動してきたばかりの教員にとっても頼れる心強い応援団がいると思うと安心できる。」委員の方にとっても、「学校からこういう場面で協力してほしいと言ってもらえたほうがありがたい。」という感想があり、熟議を重ねることにより、学校と地域の距離が縮まってきて連携が取りやすい関係が構築されてきております。

18ページには、学校評価アンケート結果の一部を載せております。表1は、保護者に対するアンケート結果でございますが、「コミュニティ・スクールとして、地域の方々が学校運営に参画していることを知っていますか。」という問いに対し、「よく知っている」、「だいたい知っている」と回答している保護者の割合が年々高くなってきております。学校だよりでコミュニティ・スクールについての説明を行い、ホームページでも地域と連携した活動の写真を掲載することで徐々に保護者にも周知されてきております。町探検などの地域の人との交流を取り入れてあり、様々な体験をさせていただきありがたい、転勤族だが子どもは西与賀が地元だと思っているという保護者の声もあり、コミュニティ・スクールの取組が地域を愛する子どもの育成につながっていると考えられます。表には、児童に対するアンケート結果でございますが、「地域の行事に進んで参加しましたか。」という問いに対し、コロナ禍で地域行事や地域と連携した学校行事が縮小または中止された影響もあり、「よくあてはまる」、「だいたいあてはまる」と回答した割合は低かったのですが、令和4年度は再開された行事もあり、6割近くまで高くなってきております。学校運営協議会の中でも、コロナ禍で中止になっていた行事についても会議で話題に挙げ、連携できる行事がなくなっていくないようにしなければいけない。応援団の募集も年度始めだけでなく、取り組む前に活動の説明をつけて再度募集するなどして、地域の方々が参加するきっかけを増やしたらどうかという意見もあり、地域の方々と関わる機会を増やすことから関係づくりを進め、子どもの意欲向上につなげたいと考えられております。

資料18ページ下の所見をご覧ください。西与賀小学校に学校運営協議会が設置されて6年が経過し、コミュニティ・スクールとして学校・地域・家庭が連携、協力して子どもたちを育てていこうという関係づくりがしっかりとできております。令和2年度、3年度のコロナ禍でも感染防止対策を講じて学校運営協議会を開催し、学校や地域が直面している課題等についての熟議が行われたことにより、学校運営の大きな支えとなっていました。西与賀小学校の学校運営協議会の評価を行った結果、良好な活動状況が認められ、また、様々な工夫をして地域住民や保護者の関心を高め、教育活動への参画を促してきており、成果が上がってきているところでございます。

今後も学校運営協議会の熟議が深まることで、児童の生きる力が育まれ、地域の絆がさらに強まり、地域に開かれた教育課程の実現が図られることが期待できます。今年度末で3年間の設置期間が終了いたしますが、次の3年間の再設置を行います。

続きまして、大詫間小学校について説明いたします。資料19ページをご覧ください。大詫間小学校は、令和2年度に学校運営協議会を設置し、「チーム大詫間」として児童、教職員、保護者、地域の方々の協働システムづくりに努めてこられました。

これまでの学校運営協議会の状況としましては、年間通して、地域のゲストティーチャーの協力が得られる支援・協力体制が整っており、コミュニティ・スクールの強みを生かした学校運営が行われております。例えば、潮干狩り、手すき海苔体験、田植え・稲刈り・トマト収穫体験など、地域の教育力を活用して児童の体験的な学習活動を充実させてこられています。また、毎年募集している「子ども見守り隊員」にPTAや地域住民の方が参加し、下校時の児童の安全確保に協力していただいております。資料19ページの下のほうには、今年度の会議における協議内容を載せております。

第5回の令和4年度の総括では、委員の方から今後の改善として次のことが挙げられました。この3年間、コロナ禍でもあり、書面開催の期間があったり、授業参観など子どもたちや先生の様子を実際に見る機会が少なかつたりしたため、学校評価に対して意見が出しづらいので、様子を見て話し合いができれば、もっとよりよい関係づくりができるのではないかとのご意見がありました。学校としましては、感染状況が落ち着いてまいりましたので、来年度以降、学校運営協議会に来ていただいた際に、子どもたちの様子を見てもらうなど、工夫できればと考えられております。

資料20ページには、学校評価アンケートの結果の一部を載せております。表1は保護者に対するアンケート結果でございますが、「学校は、地域について学ぶ教育活動を通して、地域や郷土を愛する心を育てていると思えますか。」という問いに対し、令和3年度、4年度において、100%の保護者が「よくあてはまる」、「だいたいあてはまる」と回答されております。学校は地域と連携した教育活動の取組や、その成果の取組について、学校だよりやホームページで情報を発信されており、保護者にも十分認識されていることが分かります。

表2は、学校運営協議会委員に対するアンケート結果でございますが、「学校は、一人一人の子どもに応じた支援や指導を行っていると思えますか。」という問いに対し、ここ3年どの年度においても100%の学校運営協議会委員が「よくあてはまる」、「だいたいあてはまる」と回答されております。11月には、大小フェスタ参観後に学校運営協議会が行われましたが、そのアンケートでは、「日頃学んだ成果を上手にまとめて発表できていてとてもよかった。」「どの学年も自信にあふれ頼もしく思った。」と先生方の指導の成果や子どもたちの頑張り、成長に感心され、さらに子どもたちの教育活動に協力していこうという前向きな意見が出されました。

資料20ページ下の所見をご覧ください。大詫間小学校に学校運営協議会が設置されて3年が経過し、コロナ禍の中でも、できる形で地域と連携してできる活動に取り組み、コミュニティ・スクールとして学校・地域・家庭が連携、協力して子どもを育てようとする風土が着実に根づいてきております。今年度は書面開催になることなく5回の会議を開催することができ、学校や地域が抱える課題について熟議がなされたことにより、より大詫間小学校の教育活動への理解が深まりました。大詫間小学校の学校運営協議会の評価を行った結果、良好な活動状況が認められ、また、学校はホームページに「大詫間日記」というコーナーをつくり、学校行事や地域連携活動について積極的に情報発信を行うなど、地域住民や保護者の関心を高め、教育活動への参画を促してきており、成果も上がってきているところでございます。地域の特色を生かした「大詫間だからできること、大詫間にしかできないこと」を通して、子どもたちの郷土愛が着実に育まれており、今後も、育みたい子ども像、学校像を共有しながら、学校と地域がその教育力を相互に高め、子どもたちの豊かな学びと育ちの創造が図られていくと考えます。今年度末で3年間の設置期間が終了いたしますが、次の3年間の再設置を行います。

以上で令和5年度のコミュニティ・スクール新設置校1校、再設置校2校についての報告を終わります。

(中村教育長)

ありがとうございました。今のコミュニティ・スクールの新設及び再設置につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。小川委員さんどうぞ

(小川委員)

報告ありがとうございました。コミュニティ・スクールの積み重ねというので、効果的に成果が出ているんじゃないのかなというふうに聞かせていただいております。このコミュニティ・スクールは学校・地域・家庭が連携してやっていると思うんですけど、児童館、公民館とありますよね。それも地域との連携してとか、学校とかの関わりがあるというふうに思うんですが、この2つの立ち位置ってどういうところなのでしょう。全然別物なのか、何か関連があるのでしょうか。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

コミュニティ・スクールの委員の中には、公民館の館長さんも入っていただいたりしますので、公民館と連携した事業というのを当然やらせていただいております。児童館が全ての校区にあるわけではないので、児童館のある校区が今ちょっと思い当たるのは、コミュニティ・スクールをやっているところでは恐らくないと思います。南川副地区ではやっていないですし、東与賀もまだですし、思斉もまだというところで。なので、児童館との連携というところは、ちょっとまだできていない部分かなというふうに思います。

(小川委員)

公民館というのは、地域というくくりで捉えていいんですか。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

そうですね。赤松、北川副、その辺りの公民館長さんも入っていただいて、公民館の行事との調整とか、そういったところも含めて動いていただいていると思います。

(中村教育長)

私のほうからちょっといいですか。北川副小の学校運営協議会には、私が入る前は公民館長は委員に入っていなかったんです。ただ、やっぱり公民館との連携が重要だということもあって、委員の中から公民館長も入れたらどうだろうかという話があって、話をしたら、大丈夫ですということだったので入っていただいたんですが、2つ大きなことがあったんですね。1つは、私がいた学校で大きな問題があって、地域の人たちに来ていただいて、子どもたちを集団下校のときに送迎してもらおうというふうなことがあったんです。そのときに、私のほうから諸団体の会長さんに連絡を取って、そこから緊急連絡網を回してもらっていたんです。ですから、どうしてもタイムラグが出てくるんですけども、そういう連絡網は公民館が持っているので、公民館に一本電話またはメールを送れば、公民館から全部の関係団体に連絡が回るので、公民館と学校を連携させたらどうかという、そういう危機対応のことについて、コミュニティ・スクールでお話がありました。そして、その後も実際に地域の諸団体の人に集団下校のお手伝いをさせていただくことがあったんですけど、そのときには担当職員が公民館主事さんに電話で連絡して、詳しくはメールで送りますということで、何時何分にどこに集まってほしいとかいうのを送ったら、30人ぐらいの方がぱっと来てくださったんですね。それが非常に大きかったんです。

それからもう一つは、先ほど副部長が申しましたように、地域と合同の活動というのは公民館で行うことが多いので、公民館の空き具合や日程調整、それから、どういう道具が必要とか、そういうことも調整してもらえますし、公民館で行われる地域の子ども会や青少健などへもお知らせさせていただくことができました。その結果、子どもたちや保護者のみなさんにお知らせをしましょう、緊急メールで出しましょうというような取組もすることができたので、委員に公民館長が入っていただいたことはとてもよかったですと感じました。今後、このコミュニティ・スクールを進める学校については館長さん

に入っただけのような方向に進めていけたらと思っています。

(小川委員)

ありがとうございました。

(中村教育長)

ほかに何かございませんでしょうか。来年度以降、検討されている学校などをよかったら教えていただければと思うんですけども。

(靱井教育総務課指導主事)

今、準備を進めていただいているところは、諸富北小学校、諸富南小学校、諸富中学校、城西中学校は令和3年度から準備をしていただいております。令和4年度になりまして、嘉瀬小学校、川上小学校、新栄小学校が準備をスタートしておりますので、準備ができたところから設置という形になります。あと、そのほかにも今後検討していこうかということを考え始めていただいている校長先生もいらっしゃいます。また、コミュニティ・スクールを今までに経験された教頭先生や校長先生が異動により別の学校に行かれて、次の学校でもとてもいい取組なのでやっていこうと職員に説明をされたりとか考えられているところも少しずつ出てきております。

(中村教育長)

学校教育課長と一緒にヒアリングを行う際、コミュニティ・スクールを広めていきたいと思うので、ぜひ地域の方々とご検討をお願いしますということは全校お話をしています。今年度、かなり多くの学校からぜひやってみたいというふうなご意見もいただいておりますので、コミュニティ・スクールが佐賀市内でもっと増えていけばありがたいと思っています。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、報告事項はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

日程6 その他

(中村教育長)

次は日程6、その他についてです。何かその他についてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで3月の定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

終了時間 午後3時31分